

障害を理由とする差別の禁止について

【議論いただきたい事項】

- 条例の骨子（案）に基づき、次のとおり規定することを想定しています。

何人も、障害を理由として、障害のない人と不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害してはならない。

- これについて、御意見はありますか。

（補足説明）

- ① 障害を理由とする差別の禁止を義務づける範囲については、「何人も」としたいと考えております。なお、障害者差別解消法では、「行政機関等」と「事業者」については、差別禁止の規定があるものの、「国民」については、規定されていないことから、「拡大」となりますが、障害者基本法では、「何人も」と規定され、差別が禁止されています。

- ② 障害を理由とする差別の禁止について、「不当な差別的取扱い」の具体例を個々に記載するのではなく、包括的に規定したいと考えております。その上で、何が差別に当たるかについては、ガイドライン等を策定し、「不当な差別的取扱い」の具体的事例を示したいと考えております。

これは、何が差別に当たるかは、様々であり、これらを全て条例上網羅することは困難であるとともに、現在想定されていないような新たな差別が問題となった場合に、柔軟かつ機動的に条例改正を行うことが困難であること、また、何が差別に当たるかについては、ガイドライン等を策定し、それにより差別の具体的事例を広く県民に周知する方が、理解が得られやすいと考えるからです。